

家庭用ガス温水熱源機の標準使用条件, 標準加速モード及び試験条件

JIS S 2074: 2011

(JGKA)

平成 23 年 3 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

		ŀ	氏名	所属
(委員会長)	小	Ш	昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤	松	幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋	庭	悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大	熊	志津江	文化女子大学
	長	見	萬里野	財団法人日本消費者協会
	金	丸	淳 子	財団法人共用品推進機構
	河	内	憲 治	財団法人日本文化用品安全試験所
	河	村	拓	合同会社西友
	河	村	真紀子	主婦連合会
	小	熊	誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	後	藤	伸二郎	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	櫻	橋	晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	滝	田	章	社団法人消費者関連専門家会議
	中	里	憲 司	社団法人繊維評価技術協議会
	夏	目	智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	畠	山	孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	久	松	富雄	財団法人家電製品協会
	若	井	博 雄	財団法人製品安全協会

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 23.3.22

官 報 公 示:平成23.3.22

原 案 作 成 者:社団法人日本ガス石油機器工業会

(〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館 TEL 03-3252-6101)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準部会(部会長 二瓶 好正)審議専門委員会:消費生活技術専門委員会(委員会長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準 化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	△−	ン
序.	Ż	1
1	適用範囲	1
2	引用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	用語及び定義	2
4	ガス温水熱源機の標準使用条件	4
5	区分	4
6	加速試験方法	5
6.1	熱源機年間運転回数の計算	5
6.2	標準加速モード	5
7	試験条件	6
7.1	熱源機の設置状態及び使用状態	6
7.2	試験用燃料	6
7.3		
7.4	試験装置	6
8	熱源機年間運転時間及び熱源機年間燃焼時間の計算	7
8.1	熱源機年間運転時間の計算	7
8.2	熱源機年間燃焼時間の計算	7
附/	属書 A(規定)標準使用モード	8
附	属書 B(参考)熱源機年間運転回数の算出例 ····································	9
附	属書 ${f C}$ (参考)熱源機年間運転時間の計算例 \cdots	0
附/	属書 ${f D}$ (参考)熱源機年間燃焼時間の計算例 \cdots	1
解	説········	2

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本ガス石油機器工業会(JGKA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS S 2074 : 2011

家庭用ガス温水熱源機の標準使用条件, 標準加速モード及び試験条件

Standard use conditions, standard acceleration mode and test conditions for domestic gas combination water heating and hydronic heating appliance

序文

暖房兼用のガス瞬間湯沸器が"ガス事業法"のガス用品又は"液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律"の液化石油ガス器具等に指定され、これに伴い、"消費生活用製品安全法"の長期使用製品安全点検制度の特定保守製品の対象に指定されている半密閉式及び密閉式のガス瞬間湯沸器に、暖房兼用のものを含める改正があった。

この規格は、特定保守製品のうち、半密閉式及び密閉式のガス瞬間湯沸器の暖房兼用のもの(以下、ガス温水熱源機という。)について、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間としての設計標準使用期間を設定するための標準使用条件、標準加速モード及び試験条件について規定したものである。

なお、加速試験のための本来の稼働時間の耐久性を確認できない部品については、別途部品ごとに確認 する必要がある。

1 適用範囲

この規格は、ガスを燃料とする、ガス温水熱源機の設計標準使用期間を定めるときに用いる標準使用条件、標準加速モード及び試験条件について規定する。

この規格は、次のガス温水熱源機に適用する。

- a) 半密閉式及び密閉式のガス給湯暖房機
- b) 半密閉式及び密閉式のガスふろ給湯暖房機

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS S 2071 家庭用ガス温水機器・石油温水機器の標準使用条件及び標準加速モード並びにその試験条件

JISS 2072 家庭用ガスふろがま・石油ふろがまの標準使用条件,標準加速モード及び試験条件

JIS S 2091 家庭用燃燒機器用語

JIS S 2093 家庭用ガス燃焼機器の試験方法